

## 第1章

# ネット活用も含めた事前準備から当日対応まで 感染防止対策下の 株主総会運営の留意点

三井住友信託銀行(株) 証券代行コンサルティング部  
法務チーム 主席法務コンサルタント

川瀬 裕司

### 【この章のエッセンス】

● イベント等の中止・延期・規模縮小が要請されているが、株主総会の場合、中止・延期は困難であるものの、規模縮小やマスク着用等の予防策を考慮することになると考えられる。

● 外出自粛等で、来場株主の減少が見込まれる中、インターネットによる情報開示等を検討することは有益であり、バーチャル総会の議論も進むものと考えられる。

## はじめに

2020年2月以降、各国で新型コロナウイルスの感染が拡大し、わ

が国においても感染拡大防止に向けて、官民を挙げて対策が進められつつある。

各企業において、時差出勤やテレワークといった対応がなされているが、決算や株主総会開催時期を迎える企業は、企業活動に制約ある状況で準備を行うことに加えて、感染防止に配慮した株主総会運営を心がけることになる。

本稿では、感染防止対策下の株主総会運営として現在実施ないしは検討することが考えられる対応の概要を記述するものである。

なお、状況は刻一刻と変わる可能性があり、ここで触れるものも将来内容や受け止め方が変わり得ること、本稿の趣旨は、現在の状況や対応を論評することではなく、備えとして

考慮すべき事項を紹介することにあること、文中意見にわたる部分は私見であることにご留意いただきたい。

いづれにしても、現在の事態が収束することが最善であり、そのことを筆者も心から願うものである。

## 関係する政府・証券取引所の対応

内閣官房新型コロナウイルス等対策室は、新型コロナウイルス感染症対策をウェブサイト上で公表・逐次更新している。株主総会も多数の者が集まるという点で該当するイベント等は、向こう2週間の、全国的なスポーツ、文化イベント等の中止、延期・規模縮小等の要請や(2月26日・安倍総理)、イベント等の主催

者に開催の必要性を再検討し、開催する場合も参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方に参加しないよう依頼をする等の対策(2月20日)を求めている(以下、「内閣官房要請」という)<sup>(1)</sup>。

金融庁は、やむを得ない理由により期限までに有報等を提出できない場合、財務局長等の承認により提出期限を延長し、また、臨時報告書の作成自体が行えない場合、解消後可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱おうと通知している<sup>(2)</sup>。

同じく、東京証券取引所を始め各証券取引所は、決算手続等の遅延により決算内容等の確定が困難になった場合、期末から45日以内にとらわれず決算発表を行うことや、事業活動や経営成績に及ぼす影響は役員・取引先等の健康および安全の確保を最優先にし、可能となった時点で開示すること、業績予想の見積りが困難となった場合等、未定と開示し、見積り可能となった時点でアップデートすることなどの取扱いを通知している(以下、「東証通知」という)<sup>(3)</sup>。

法務省は、定款で定める期末から

3カ月以内に定時株主総会を開催できない事情が生じた場合、解消後合理的な期間内に開催すれば足りること、定時株主総会の基準日(通常決算日)から3カ月を超えて開催する場合は新たに基準日を定める必要があること(会社法124③本文)、期末配当の基準日(決算日)と異なる日を基準日として配当する場合も、新たに基準日を定める必要があること(会社法124③本文)を通知している(以下、「法務省通知」という)<sup>(4)</sup>。

- (1) 内閣官房ウエブサイト「新型コロナウイルス感染症の対応」(https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\_coronavirus.html)本稿執筆時点の最終更新日:2020年3月9日。
- (2) 金融庁ウエブサイト「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書の提出期限について」(https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html)(2020年2月10日)。
- (3) 日本取引所ウエブサイト「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱」(https://www.jpix.co.jp/news/1023/20200210-01.html)(2020年2月10日)。
- (4) 法務省ウエブサイト「定時株主総会の開催について」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minjio7\_00021.html)(2020年2月28日、3月13日更新)。

## 株主総会の中止・延期・規模縮小等

### (1) 株主総会の中止・延期

内閣官房要請の「イベントの開催に関するお願い」(2月26日・安倍総理)を株主総会に当てはめると、株主総会の中止・延期・規模縮小等を

検討することになる(向こう2週間の要請であったが、3月10日に全国の大規模なイベント自粛を10日程度継続するようあらためて要請されている)。

中止・延期については、法務省通知では、やむを得ない場合、定時株主総会の基準日(通常決算日)から3カ月を超えて開催することは許容されるものの、定時株主総会は、期末後一定の時期に招集しなければならぬとされている(会296①)。また、定時株主総会において取締役・監査役の任期満了に伴う改選を行う場合があるため(会332、336)、開催を延期するにしても開催を中止するわけにはいかないことになる。

なお、定時株主総会の基準日は通常期末配当の基準日でもあることから、延期する場合、法務省通知のとおり、配当についても新たに基準日を設定することが考えられるが、この場合、期末基準日で配当を受け取るといふ投資家の想定に沿わないことも考慮する必要がある<sup>(5)</sup>。これらを踏まえると、株主総会開催の延期は真にやむを得ない場合に限られるものと考えられる。

<sup>(5)</sup> 会社法49条1項の規定により配当の決定機関が取締役会である会社は、この問題の回避は可能である。

### (2) 招集通知発送後の中止・延期等

招集通知を発送した後の中止・延期は、取締役会決議に基づき、すべての株主に通知し、これが当初通知された株主総会日の前に到達するのであれば可能と解されている<sup>(6)</sup>。

ただし、前述の配当の基準日の問題や配当金支払手続の停止の可否を考慮すると中止や延期は相当困難ということになる。株主総会が開催された時点で、何らかの事情で延期しなければならぬ場合は、延期または継続の決議(会317)を得ることで可能であるが、配当金の支払を停止することは困難であるため、配当議案の決議は済ませておくことになる<sup>(7)</sup>。

感染予防の関係で会場が使用できなくなった場合、代替会場が招集通知の発送前に確保できれば、代替会場を開催場所として通知すればよいが、発送後に会場が使用できなくなった場合、会場変更の通知、変更場所への誘導等、相応の手續をして変更することができる<sup>(8)</sup>。

ただし、当初の会場の近隣かつ当初の会場からの移動時間も考慮して開催できる同一日の時間帯に代替会場を確保する必要がある。

- (6) 中村直人編著「株主総会ハンドブック第4版」(商事法務、2016年)282頁参照。
- (7) 中村直人・山田和彦「大震災と株主総会の実務」(商事法務、2011年)80頁、81頁、106頁、107頁参照。
- (8) 東京弁護士会会社法部編「新・株主総会ガイドライン第2版」(商事法務、2015年)5頁、6頁参照。なお、過去に会場変更した事例として、「緊急特集3」大規模地震災害と株主総会運営「資料版商事法務3255号(2011年)40頁参照。

### (3) 規模の縮小とその補完策

規模の縮小については、感染予防対策としてイベントや外出の自粛を求められていることが背景にあると考えられるが、早々に規模の縮小や総会後の懇談会等の中止を告知した例がみられる<sup>(9)</sup>。

かかる状況下、来場株主の減少が見込まれるため、会場規模を縮小することも考えられるが、他方で、内閣官房要請において、たとえば屋内などでお互いの距離が十分とれない状況で一定時間いることが感染リスクを高めるとしていることを考慮すると、会場規模を縮小することでかかる環境が生じてしまわないよう考慮することも必要である(対応については「その他株主総会日前日までの準備項目」(2)で後述する)。

従来であれば来場したであろう株主に對する情報提供を図るため、前述の告知例のなかには、総会当日インターネットライブ中継を行うことを表明しているものがある<sup>(10)</sup>。

ここまででなくとも、今回のようなやむを得ない事情による来場株主減少の補完策として、総会終了後自社ホームページに、総会の動画や、質疑内容の文字情報、会場で画面に投影した資料等を掲載することが考えられる。2017年金融商品取引法改正によるフェア・ディスクロージャー・ルールの観点で、かかる対応を行う動きがみられたが、今回の事態でこのような対応が増加する可能性がある。

(9) アラハタ樹株主総会後の『株主様向け試食会中止のお知らせ』(https://www.aohata.co.jp/assets/files/company/ir\_news/2020/06/20200626.pdf) (2020年2月9日)、GMOインターネット(株)2019年度12月期定時株主総会の開催日変更のお知らせ(2/25追記) (https://www.gmo.jp/ir\_news/article/558/) (2020年2月25日)。  
 (10) 前掲(9)GMOインターネット(株)ライブ中継につき、飯田達夫「一般投資家に開かれた株主総会の運営―ITを活用した取組み―」『旬刊商事法律』1941号(商事法律 2011年)35頁参照。

## バーチャル総会の可能性

インターネットライブ中継の先にあるものとして、物理的に総会会場に存在しない株主が、インターネット等を利用して、株主総会に参加または出席するものとして、バーチャル株主総会の議論がある。

この議論は、2019年5月に経

済産業省がハイブリッド型バーチャル株主総会に関する論点整理を公表したことを契機としている<sup>(11)</sup>。

図表1は当該論点整理におけるバーチャル株主総会の定義を記載したものである。①のハイブリッド参加型の場合、法的に出席しているのは物理的会場にいる株主のみであるが、②のハイブリッド出席型、③のバーチャルオンリー総会は、インターネット等により出席している株主(バーチャル出席株主)も法的に出席していることになり、質問も動議の提出もできるものである。わが国では物理的な会場が必要と考えられる。

(図表1) バーチャル株主総会の分類

① ハイブリッド参加型 バーチャル株主総会	② ハイブリッド出席型 バーチャル株主総会	③ バーチャルオンリー 株主総会
物理的な場所に開催される株主総会(リアル株主総会)に加えて、当該場所に在りしない株主が、株主総会に法律上出席しない形で、インターネット等により審議等を確認・傍聴することができる。	物理的な場所に開催される株主総会(リアル株主総会)に加えて、当該場所に在りしない株主が、インターネット等により株主総会に会社法上出席(バーチャル出席)することができるもの。	物理的な場所に開催される株主総会(リアル株主総会)なしに、取締役や株主等が、インターネット等により株主総会に会社法上出席(バーチャル出席)することができるもの。

ているため、現状可能なものは、①のハイブリッド参加型と②のハイブリッド出席型ということになる<sup>(12)</sup>。

感染が拡大するなかで、経済産業省は実施ガイドを公表し、法的・実務的論点、具体的な取扱いを明らかにしている<sup>(13)</sup>。

特に、②のハイブリッド出席型では、株主総会当日にバーチャル出席株主の質問権・議決権を認めることから、通信障害への対策やアクセスする環境の整備、本人確認が必要であるとしており、相応の準備負担がある<sup>(14)</sup>。

これに対して、①のハイブリッド参加型は、インターネット等により、法的な出席ではなく傍聴等を行うものである<sup>(15)</sup>。前記の負担は相当軽減される。なお、前述のインターネットライブ中継との違いは、あえて分けるとすると、①のハイブリッド参加型は対象を株主に限定するものであり、インターネットライブ中継は株主に限定することなく広く公開するものとなる。後者は準備負担が少ない反面、前者は株主総会に参加する資格は株主にあることとの整合性が図れることから、仮にこのような対応を検討する場合、かかる点を比較考量することになると思われる。

(11) 経済産業省「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会とりまとめ(案)」ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する論点整理」(https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190522002/20190522002-1.pdf) (2019年5月)。

(12) 第74回全株懸定時役員総会第1分科会審議事項「今後の対話型株主総会について」(https://www.kdbukon.tokyo/activity/data/study/study\_2019\_03.pdf) (2019年10月8日) 46～47頁。なお、「グリー」ハイブリッド参加型バーチャル株主総会について(https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin\_sokai\_process/pdf/03\_00.pdf) (2019年11月21日)はハイブリッド参加型の例であり、富士ソフト(株)第50回定時株主総会招集(通知)インターネット出席に関する株主通知事項」(https://www.fsi.co.jp/ir/library/docs/meeting/50internet\_tsuuchi.pdf) (2020年2月27日)はハイブリッド出席型の例と思われる。

(13) 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf) (2020年2月26日策定)。

(14) なお、前掲(13)14頁では、バーチャル出席は出席機会を拡大することであることを鑑み、事前の告知等を図れば、通信障害による株主が審議・決議に参加できなかったとしても決議取消事由に当たらないと解することも可能であるとする。

## その他株主総会日前日までの準備項目

前記までで触れた事項以外で、株主総会日前日までに準備する主な事項を記載したものが図表2である。なお、たとえば、日本渡航医学会・日本産業衛生学会から株主総会運営上の対策と法的留意点が公表されており<sup>(16)</sup>、各企業の状況に合わせて各企業の判断で活用するものとしての対策例が紹介されているので、適宜参照することが考えられる。

(図表3) 狭義の招集通知・欄外余白に記載する例(やや詳細に記載するもの)

<当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策>  
 ○株主総会にご出席いただく場合、マスク着用やアルコール消毒液の利用等をお願いする場合がございます。  
 ○また、当社の株主総会運営スタッフがマスクを着用させていただく場合がございます。  
 ○株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。  
 ○当日ご出席いただけない場合、○月○日午後○時までは議決権行使書またはインターネット・スマートフォン等により議決権行使をすることが可能ですので、ご検討いただければと思います。<sup>(注1)</sup>  
 ○今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ(<https://www.xxx.html>)にてお知らせ申し上げます。  
 ○株主総会終了後○月○日予定で、株主総会の結果および説明資料を当社ホームページ(<https://www.xxx.html>)に掲載します。<sup>(注2)</sup>

(注1) スマートフォンによる行使を採用していない場合は、「議決権行使書またはインターネット等」となる。  
 (注2) 株主総会で説明した資料を掲載する想定で記載している。

(図表4) 狭義の招集通知・欄外余白に記載する例(簡略に記載するもの)

○新型コロナウイルス感染防止対策として、株主総会にご出席いただく場合、マスク着用やアルコール消毒液の利用等をお願いする場合がございます。また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ(<https://www.xxx.html>)にてお知らせ申し上げます。

(図表2) 株主総会日準備までに対応する事項

検討事項	内容
① 招集通知	新型コロナウイルスに関するお知らせを狭義の招集通知の欄外余白などに記載することが考えられる。また、来場しない株主の議決権行使方法を拡張するため、インターネットによる議決権行使を採用し、スマートフォンによる行使も可能にしておくことも考えられる。
② 会社ホームページ	株主総会に来場される株主を対象として、新型コロナウイルス対応を自社ホームページのIRサイトなどに掲載することが考えられる。
③ 株主総会会場	新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されている状況において、例年より規模を縮小する等して開催することが考えられる。他方で、株主間の距離を十分確保するために、間隔を空けて着席してもらう場合、その分会場の大きさは確保しておくことも考えられる。
④ 株主懇親会・会社説明会	例年、株主総会終了後に株主懇親会・会社説明会を開催している場合、株主の来場を抑制する観点で、本年の開催を中止することが考えられる。
⑤ お土産の中止	株主の来場を抑制する観点で、お土産の配布を中止することが考えられる。
⑥ シナリオ	株主総会当日、株主と接するスタッフ(受付係・会場係等)がマスクを着用する場合、さらには登壇役員・事務局スタッフがマスクを着用する場合、株主にマスクの着用をお願いしたりする場合に、シナリオで言及することが考えられる。また、多数の者が総会会場に一定時間過ごすことを避ける意味で、報告事項の説明時間を可能な範囲で簡略にする等の短縮化を検討することも考えられる。
⑦ 想定問答	新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界経済や企業業績への大きな懸念材料となっており、また、企業も感染予防対策として、時差出勤やテレワーク等を行うことを求められているので、各社の状況に即した想定問答を準備する必要があると考えられる。

記載場所としては、日時、場所、会議の目的事項を記載した箇所に続く、欄外余白等に記載することがまず考えられるが、より周知を図るのであれば、表紙のある場合においては表紙に記載することが考えられる。このほか裏面の会場案内図に記載することも考えられる。

なお、招集通知にかかる記載をしていない場合も含めて、会社ホームページには、マスク着用やアルコール消毒液の利用、体調がすぐれない

場合来場を控えていただくお願い、来場されない場合の事前行使のお願い等を記載することが考えられる(図表2②)<sup>(1)</sup>。

この場合、会場の大きさは、想定される来場株主数(かかる状況のため例年より減少することが見られる)に即してこのような対応が可能

まず、招集通知に感染対策を記載することが挙げられる(図表2①)<sup>(6)</sup>。

株主の目にもつとも触れるものであり、周知性が高い反面、招集通知校了時点の状況で記載することになるため、どこまで記載するかが難しい場合がある。

そのため、たとえば、主要な点を記載するか、または対応をお願いする場合があることへの予告に留め、その後の変更は会社ホームページに記載する旨付記しておくことが考えられる(図表3、図表4)。

記載場所としては、日時、場所、

これまでの株主総会において、たとえば、事業の説明等に大型プロジェクトを複数駆使して行う等の運営を行っている場合は、前述の内閣官房要請にあるとおり、イベントの規模縮小の観点から、株主への説明上必要な規模に縮小することが考えられる(図表2③)。

他方で、同じく、内閣官房要請では、屋内などで、お互いの距離を十分にとれない状況で一定時間いることが感染リスクを高めると指摘していることを考慮して、株主が間隔を空けて着席するよう取り計らうことが考えられる。

この場合、会場の大きさは、想定

(1) 日本渡航医学会産業保健委員会・日本産業衛生学会海外勤務健康管理研究会作成「新型コロナウイルス感染症情報 企業と個人に求められる対策特別編 株主総会運営上の対策と法的留意点」(<https://piza.unn.ac.jp/istah/pdf/coronavirus05.pdf>) (作成日：2020年3月3日)。

(6) 3月総会で招集通知に感染対策を考慮した事項を記載した会社として、たとえばアサヒグループホールディングス(株)、花王(株)、資生堂(株)がある。  
 (7) かかる対応を会社ホームページに公表している会社として、たとえば、ユニ・チャーム(株)、キヤノン(株)、江崎グリコ(株)がある。

が考えられる(図表2③)。

また、株主総会後に行われる株主懇談会・会社説明会も、株主にとってはサービスマネジメントは有益な情報の提供が期待できるものであるため、株主総会に出席する動機となつている場合がある。規模縮小、来場者抑制の観点からは、開催を中止することが望ましいと思われ(図表2④)、その際は、招集通知にその旨記載する等により、周知を図ることが望ましい。

なお、お土産についても、近年、お土産廃止の動きのなかで、お土産継続先の出席株主が増加する傾向があることも踏まえて、多数の株主の来場を抑制することを理由として、お土産の配布を中止することも検討に値する(その場合もできるだけ招集通知に記載し周知することが適当である)(図表2⑤)。

このように株主の来場の抑制を図る場合のほか、そもそも感染防止のため外出自粛や多数の人が集まる場所を避ける対応が要請されていることにより、来場株主の減少が見込まれるなか、従来であれば来場したであろう株主が議決権行使を行わない等、個人株主の議決権行使も減少してしまうことが懸念される。このた

め、たとえば、図表3のように、議決権行使書の返送や(会311)、電子投票制度を採用している会社においては、インターネットによる議決権行使(会312)をお願いする旨アナウンスをしておくことが考えられる。

これから、決算を迎え株主総会準備に入る時期であれば、電子投票制度の採用が可能であり、また、より行使しやすい手段を提供する意味において、スマートフォンによる行使を追加しておくことも考慮に値すると思われる(図表2①)。

### (3) シナリオ

株主総会当日に感染予防を考慮した対応をとる場合、議長または司会からその旨あらかじめ断ることが考えられる(その内容は「株主総会当日の対応」で後述する)(図表2⑥)。なお、内閣官房要請で、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが感染リスクを高めるとして、報告事項の説明等、会社側の説明時間を短縮する等の対応をとっておくことも考えられる(同前)。

また、時間短縮を図る観点から、従来から株主の質問が多い会社においては、1人1問等の質問数の制限

を徹底する運営も考えられる。

### (4) 想定問答

株主総会の想定問答(図表2⑦、その例として図表5参照)については、直接的に感染拡大による事業活動や業績に与える影響を問うものがまず挙げられる。

この点、前述の東証通知に即して考えると、未開示で説明できない場合があることになる。たとえば、3月決算の場合、感染拡大は期末に近接した2月に発生しているため、2020年度の第1四半期決算が公表されるまでは業績への影響を説明できない場合もあると思われる。

(図表5) 感染拡大に関する主な想定問答例

<p>① 感染拡大により当社の業績に与える影響はどうか。 (未開示の場合)新型コロナウイルス感染拡大により、当社の業績に相応の影響を与えることが見込まれます。現在、お取引先、従業員の健康や安全確保を最優先に対応しながら、業績に与える影響を調査しております。しかしながら、現在も調査中であり、確定次第、公表させていただきます。 (決算公表後の場合)新型コロナウイルス感染拡大により、当社業績には、…の影響があったと判断しております。なお、事態が収束しておりませんので、お取引先、従業員の健康、安全確保を最優先にしながら、…の対策を講じていきたいと考えております。</p> <p>② 当社は中国の〇〇省に生産拠点を構えているが、現地の稼働状況はどうなっているのか。 (未開示の場合)ご指摘のとおり、当社は中国〇〇省に生産拠点を有しております。同省は、…の対応をとっておりましたので、従業員の健康、安全確保を最優先し、その間操業を停止しておりました。この影響につきましては現在確認中ですので、確定次第、公表させていただきます。 (開示済みの場合)ご指摘のとおり、当社は中国〇〇省に生産拠点を有しております。同省は、…の対応をとっておりましたので、従業員の健康、安全確保を最優先し、その間、操業の停止を余儀なくされました。このため、製品の供給に…の影響がありました。現在稼働を再開しておりますが、従業員の健康、安全確保に配慮しながら、100%稼働を目指して、対応を進めているところです。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症により、サプライチェーンに支障が生じていないか。 当社は感染拡大により封鎖等の措置がとられた地域に生産拠点を有していませんが、当社の部品供給先が当該地域にございますので、その部分で生産に影響が生じております。部品供給先の方々の健康、安全確保が第一ですので、従前どおりの供給はまだ難しい状況にあります。しかしながら、封鎖等の措置がとられていない地域にも同様の部品を供給できる先を確保していますので、生産に大きな支障はないと見込んでおります。</p> <p>④ 今回の件で、テレワーク、在宅勤務等の対応ができていますか。 当社では、かねており、2020年オリンピック・パラリンピックの開催をにらんで、時差出勤やテレワークの取組みを試験的に始めておりましたが、今回これをできるかぎり実施することといたしました。今のところ大きな業務上の支障は確認されていませんが、実態を把握し、問題点の是正を図ることで、より円滑な運用ができるように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>⑤ 学校の一斉休校による従業員に対する配慮はできているのか。 政府の要請による一斉休校のため、対象となる児童の保護者である従業員に対しては、可能な限り、有休取得や時短を利用してもらい、またそのことで当該従業員に支障が生じないよう職場で配慮することを徹底いたしました。</p>
---

(図表6) 株主総会当日に対応する事項

実施事項	内容
① アルコール消毒液の設置	内閣官房要請において、主催する側においても、会場の入口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討することを要請されていることを踏まえ、株主総会会場入口などにアルコール消毒液を設置することが考えられる。
② 株主用マスクの用意	来場が想定される株主数分のマスクを確保することができる場合には、受付などに配置・配布することが考えられる。なお、十分な数量のマスクを確保することが困難な場合には、着用していない株主に配布する方針とすることも考えられる。
③ 登壇役員・スタッフのマスク着用	受付係や会場係など株主と接するスタッフはマスクを着用することが考えられる。登壇役員や事務局のスタッフについては、株主と直に接することはないため、通常マスクの着用は不要と考えられるが(状況によっては登壇役員のマスク着用は仰々しい印象を来場株主に与えてしまう場合もある)、株主にマスクを配布し、多くの株主がマスクを着用しているような場合、状況を鑑み、登壇役員・事務局スタッフも着用する判断があり得る。
④ 飲み物の提供	従来、ウェ이터がグラスに注ぐドリンクサービスを行っている場合、サービスを中止したり、紙パック・ペットボトルの提供等に変更することが考えられる。
⑤ 株主の誘導	来場株主が例年より減少している場合等、着席間隔をつめるため「席をおつめください」と誘導することは控える。場合によっては「(一席ずつ)間隔を空けてご着席ください」と誘導することも考えられる。
⑥ 株主マイク	感染予防の観点から、ハンドマイクでなくスタンドマイクを用意することが考えられる。可能であれば、株主の発言が終了するごとにマイクを除菌ペーパー等で消毒することも考えられる。

## 株主総会当日の対応

### (1) アルコール消毒液の設置等

次いで、会社が実施した、時差出勤、テレワーク等の感染予防対策、ひいては事業継続プランの内容について問うものが挙げられる。会社が実際に行った対応やプランの内容を説明することでよいが、今回の事態で、これまでの勤務形態そのものを見直そうとする機運が高まる可能性もあるため、その点も留意する必要がある。

### (図表6①)。

感染予防対策として、多くの施設・ビル等にアルコール消毒液が設置されている状況を鑑み、でき得る限り、株主総会の会場受付にアルコール消毒液を用意しておくことが望ましい

用意が困難である場合は、事業継続プランとして会社に備蓄されているものを使用してもやむを得ないと思われる。また、マスク着用やアルコール消毒液の利用、体調不良と見受けられる方には運営スタッフが声をかける場合がある旨等の案内を受付に掲示しておくことも考えられる。なお、かかる状況下体調がすぐれない株主が来場する事態は考えにくいところであるが、万一明らかにそのように見受けられる株主の来場があった場合、その対応は悩ましいものの、事情を伺う等したうえで、体調を考慮し入場を控えていただくよう要請すること等で済ませたいところである。

### (2) マスク着用

感染防止予防の観点から、株主にマスクの着用をお願いすることが考えられるが、マスクの供給が逼迫している現状を鑑みると、株主のなかにはマスクを携帯していない場合があり得る。このため、受付において、来場株主にマスクを配布することが考えられるが(図表6②)、アルコール消毒液同様、会社で備蓄しているマスクを配布せざるを得ない場合があると

思われる。仮に全員に配布することが難しい場合は、着用していない方に限って配布する対応としてもやむを得ないと思われる。ただし、現在のマスクの供給事情を考えると、全員に配布しないのは不公平であるとの指摘がないともいえないので、取扱いに注意する必要があるかもしれない。

他方、株主にマスク着用をお願いする場合はなおのこと、会社側もマスクを着用することが考えられる(図表6③)。直接株主に接する受付係・会場係がマスク着用することはまず前提となるが、株主席からは一定の距離があり、かつ、説明・答弁に立つ登壇役員もマスクを着用するのは対応が分かれる。

説明等の関係上、マスクを着用しないとの判断もあり得るが、株主にマスクの着用をお願いし、ほとんどの株主が着用しているような場合は、なぜ役員は着用しないのかとの指摘が株主からなされることも想定されるので、登壇役員・事務局も着用する対応も考えられる。

仮に、マスクを着用したままでは説明しにくいという場合は、株主席との間隔を一定程度空ける等配慮をしたうえで、説明・質疑応答時に限つ

て、マスクを外す旨あらかじめ議場に断っておくことが望ましいように思われる。

### (3) 飲み物の提供

従来、会場がホテル等の施設であり、株主にウェ이터が飲み物を注ぐサービスを行っていた場合は、株主への近接の回避、規模縮小の観点から、サービスを中止することが考えられる(図表6④)。飲み物の提供は行わざるを得ないという場合は、紙パック・ペットボトルの提供に切り替えることも考えられる。このほか、飲み物を飲むことはマスクを外すことにつながる点などを考慮して、飲み物の提供そのものを取りやめるという判断もあり得る。

### (4) 株主の誘導

「その他株主総会日前日までの準備項目」(2)で前述したとおり、株主の間隔を空けて着席するような対応をとる場合に、もともと株主席の間隔を空けて配置できる会場であればよいが、映画館形式のような座席が固定されている会場においては、間隔を空けて着席するよう、会場係が誘導することが考えられる(図表6⑤)。

なお、予想に反して来場者が多数となった場合は、入場させないわけにはいかないもので、座席を追加したり、場合によっては立ち見をお願いすることもやむを得ないと思われる。

### (5) 株主マイク等

株主総会において株主が発言する際、会場係がハンドマイクを手渡しする方法と、会場中央等にスタンドマイクを置き、そこまで株主が移動して発言する方法があるが、接触を避ける観点では、後者のスタンドマ

イクの方法で行うことがよいように思われる(図表6⑥)。

なお、感染防止対策を示す観点では、株主の発言が終了することに除菌シート等でマイクを消毒することも考えられる(同前)。

この場合、あらかじめそのような対応をとることを司会ないしは議長から断っておくことが考えられる。このほか、そのような対応をとる分質疑の時間がかかることも考えられるので、株主総会の進行上織り込んでおくことが望ましいと思われる。最後に、これまで述べた対応のい

くつかをシナリオに反映させるとたとえば、図表7のようにすることが考えられる。

(図表7) 感染防止対策を考慮したシナリオ例

#### ① 開会前に司会から対応を説明する場合

当社では、新型コロナウイルス感染症への対策といたしまして、当社役員およびスタッフ(注1)はマスクを着用させていただいております。受付にてマスクを配布しておりますので、株主様もマスクの着用をお願いします(注2)(注3)。

また、会場入口付近など、複数箇所にアルコール消毒液を設置しておりますので、ご利用ください。

なお、株主様からご質問を頂戴する際も、ご発言が終了するごとに、係の者がマイクの除菌を行いますので、ご了承ください。

また、株主様が一定の間隔をもってご着席いただくよう、株主席の間隔を空けております。

以上のような対応をとらせていただいておりますが、円滑な議事進行を行いたいと思っておりますので、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

#### ② 冒頭に、議長からマスク着用などの対応をとる旨断る場合

本総会の議事の運営につきましては、議長である私の指示に従っていただきますよう、ご出席の皆様のご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。なお、本日は、感染予防の観点から、当社役員およびスタッフはマスクを着用しておりますが、ご了承くださいようお願い申し上げます(注4)。

#### ③ 登壇役員が説明する際、マスクを外す旨断る場合

それでは、ただいまから、…についてご説明申し上げますが、株主様のお席と役員席の間隔は十分配慮させていただいておりますので、株主様に聞き取りやすいご説明を行うため、いったんマスクを外させていただきます。

#### ④ 質疑応答の際、マイクを除菌する旨断る場合

それでは、報告事項および決議事項に関する質問ならびに動議を含めた審議に関するご発言をお受けし、その後、各議案につきまして、採決を取らせていただきたいと思います。なお、ご発言に際しては、挙手をしていただき、私が指名いたしましたら、お近くのマイクスタンドまでお進みいただき、ご自分の出席番号とお名前をおっしゃっていただいたうえで、要点を簡潔にまとめてご発言くださいますようお願い申し上げます。なお、円滑な議事進行を行いたいと思っておりますので、ご質問はお1人様2問までとさせていただきます。ご発言が終了しましたら、お席にお戻りくださいますようお願い申し上げます。その際、株主様のご発言が終了するごとに係の者がマイクの除菌をさせていただきます。

(注1) 登壇役員はマスクを着用しない場合は、「当社スタッフはマスクを…」となる。

(注2) マスクの着用を株主の自主性に委ねるのであれば、「株主様には受付にてマスクを配布しておりますので、ご利用ください。」程度になる。

(注3) マスクの配布をしない場合、「株主様におかれましては、マスクの着用を心がけていただきますようお願い申し上げます。」等とすることも考えられる。また、受付にてマスクを配布しない場合、「ご出席の株主様でマスクの着用をご希望される方はお近くのスタッフにお申し出ください。」とすることも考えられる。

(注4) 登壇役員はマスクを着用しない場合は、「当社スタッフはマスクを…」となる。また、議長からも株主にマスクをお願いする場合は、「また、株主の皆様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。」等となる。

川瀬 裕司(かわせ・ゆうじ)  
三井住友信託銀行(株)  
証券代行コンサルティング部 法務チーム  
主席法務コンサルタント  
1989年早稲田大学政治経済学部卒、同年三井信託銀行(株)(現三井住友信託銀行(株))入社。ほぼ一貫して証券代行業務に従事し、2003年より現職。2014年早稲田大学大学院法学研究科博士課程修了、博士(法学)。2015年國學院大學非常勤講師(現任)。主要著書に『株式実務 株主総会のポイント』(共著、財經詳報社)、『株主総会・取締役会・監査役会の議事録作成ガイドブック』(共著、商事法務)等がある。